

4月1日(月)から組織が変わります

「こども未来部を新設」

行政改革推進課 224-5505

こども未来部の新設(本庁舎3階)

市は、社会環境の変化や高度化、多様化する行政需要に的確に対応するとともに、市民の皆さんがより利用しやすい市役所にするため4月1日(月)に組織改正を行います。大きな改正点としては、多様化する子育てのニーズに対応するとともに、子どもたちが健やかに成長できる施策を推進するため「こども未来部」を新設します。

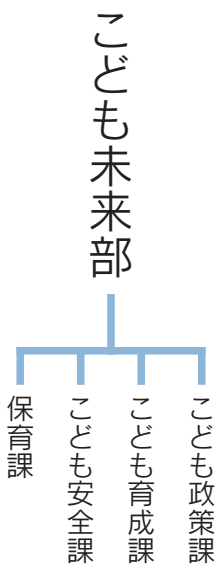
この記事では、組織改正の概要と改正に伴う新たな窓口の変更についてお知らせします。

こども未来部の新設に伴う変更

4月からの担当課		窓口が変更になる事務	現在の担当課
こども政策課 ☎224-6278	私立幼稚園への補助	こども医療費・ひとり親家庭等医療費	子育て支援課
	幼稚園就園奨励費	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当	医療助成課
	児童館・児童遊園	こども医療費・ひとり親家庭等医療費	教育総務課・保育課
	青少年の健全育成	私立幼稚園への補助	教育財務課
こども育成課 ☎224-5724	トワイライトステイ事業	児童館・児童遊園	青少年課
	パパ・ママ応援ショップ優待カード配布	青少年の健全育成	子育て支援課
	地域子育て支援センター事業	トワイライトステイ事業	子育て支援課
	病児・病後児保育	パパ・ママ応援ショップ優待カード配布	保育課
こども安全課 ☎224-5821	ファミリー・サポート・センター事業	病児・病後児保育	子育て支援課
	家庭児童相談	ファミリー・サポート・センター事業	子育て支援課
	児童虐待防止SOSセンター事業	家庭児童相談	子育て支援課
	母子および寡婦福祉資金	児童虐待防止SOSセンター事業	子育て支援課



新設するこども未来部は、現行の青少年課、子育て支援課、保育課が所管する全ての事務と、医療助成課で行っている「こども医療費、ひとり親家庭等医療費」、教育委員会で行っている「幼稚園就園奨励費、私立幼稚園への補助」を合わせて再編します。同部は、こども政策課、こども育成課、こども安全課、保育課の4課体制になります。



新設に伴い、上表のように課名や窓口を変更します。なお、保育課の事務は、上表の「窓口が変更になる事務」以外の変更はありません。

課などの見直し

文化スポーツ部文化振興課を

文化芸術振興課、国際文化交流課に分割

文化芸術施策の充実、国際交流・外国籍市民のための施策充実のため、文化振興課を文化芸術振興課、国際文化交流課に分割します。

建設部道路建設課、街路課を

道路街路課、用地課に再編

効率的・効果的な道路行政を行うため、道路建設課、街路課を道路街路課、用地課に再編します。

経営管理部料金課、事業推進部給水課を統合し給水サービス課を設置

窓口を一本化して、事務の効率化を図るため、料金課、給水課を統合し給水サービス課に再編します。また、給水課維持担当を水道施設課に移管します。

事業推進部下水計画課、下水工務課を統合し

下水道整備課を設置

より効率的な下水道事業運営を実施するため、下水計画課、下水工務課を統合し下水道整備課に再編します。また、下水工務課排水設備担当を下水道維持課に移管します。

課名の変更

4月からの課名	場所	現在の課名
防犯・交通安全課 224-5721	本庁舎3階	安全安心生活課
環境対策課 224-5894	本庁舎5階	環境保全課
産業振興課 224-5934	本庁舎5階	商工振興課
交通政策課 224-5519	本庁舎5階	都市交通政策課
下水道維持課 223-0331	上下水道局 庁舎1階	下水維持課

主な窓口の変更



窓口が変更になる事務	4月からの担当課	場所
国際交流・姉妹友好都市交流	国際文化交流課 224-5506	本庁舎5階
中心市街地活性化に関すること	産業振興課 224-5934	本庁舎5階
産業観光館(小江戸蔵里)の管理	道路街路課 224-5989	小仙波庁舎2階
道路・街路および橋りょうの設計、工事監督など	用地課 224-6019	小仙波庁舎2階
道路改良・街路整備などの用地取得、物件補償	水道施設課 223-3075	上下水道局庁舎1階
漏水の調査および防止	下水道整備課 223-0332	上下水道局庁舎2階
開発に伴う下水道の指導	下水道維持課 223-0331	上下水道局庁舎1階
排水設備計画の審査および検査		
雨水対策施設設置補助		
事業所排水の水質指導など		

課などの場所を変更します

〜新組織での業務は4月1日(月)から〜

建設部の小仙波庁舎(小仙波町二丁目50-1)への移転と組織改正に伴い、次の通り課などの場所を変更します。詳しい配置は下図および次ページの図をご覧ください。新組織での業務は4月1日(月)から開始しますが、各庁舎内の場所変更は、3月中旬から順次行います。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

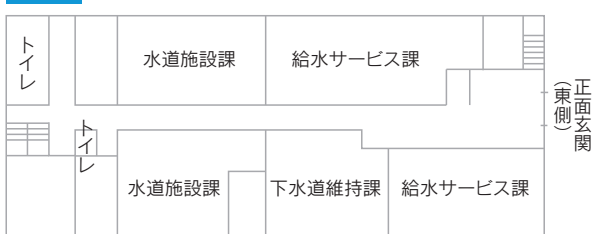
場所変更日	変更する課など ()内は現在の課名	変更後	変更前
3月18日(月)	用地課(道路建設課、街路課) ☎224-60019	小仙波庁舎2階	本庁舎3階
	道路環境整備課☎224-6029	小仙波庁舎1階	本庁舎3階
	河川課☎224-6041	小仙波庁舎2階	本庁舎3階
	建築住宅課☎224-6042	小仙波庁舎1階	本庁舎3階
	高齢者いきがい課☎224-5809	本庁舎3階	本庁舎1階
	介護保険課☎224-6402	本庁舎3階	本庁舎1階
	医療助成課☎224-5842	本庁舎2階南側	本庁舎2階北側
	こども政策課(子育て支援課) ☎224-6278	本庁舎3階	本庁舎2階
	こども安全課(子育て支援課) ☎224-5821	本庁舎3階	本庁舎2階
	保育課☎224-5827	本庁舎3階	本庁舎2階
	こども育成課(青少年課) ☎224-5724	本庁舎3階南側	本庁舎3階北側
	新斎場建設準備室☎224-6144	本庁舎3階南側	本庁舎3階北側
4月1日(月)	福祉推進課☎224-5769	本庁舎1階	本庁舎4階
	指導監査課☎224-6237	本庁舎2階	本庁舎4階
	下水道維持課☎223-0331	上下水道局庁舎1階	下水道管理センター

上下水道局庁舎

2階



1階



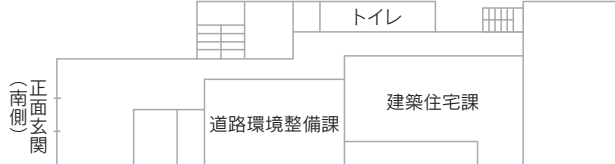
小仙波庁舎

*小仙波庁舎の場所は、2月25日発行の広報川越No.1289・5ページをご確認ください。

2階



1階

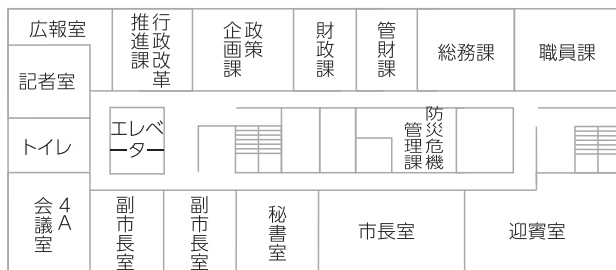


市役所本庁舎 *地下1階・6階・7階は大きな変更はありません。

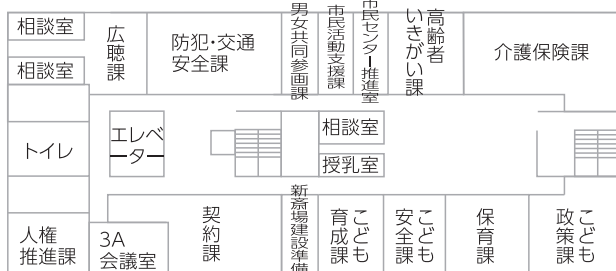
5階



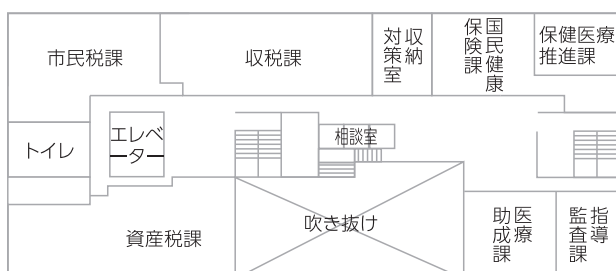
4階



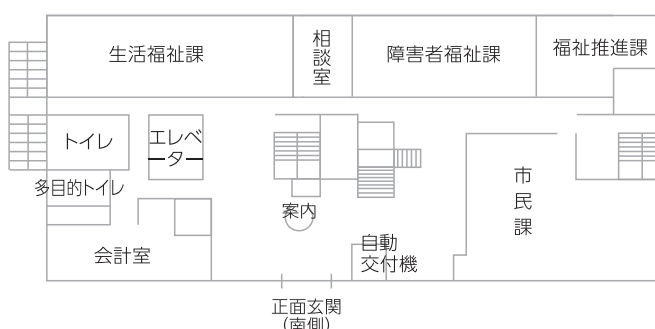
3階



2階



1階



特別職報酬等審議会の 委員を公募します

職員課 回224・5553

市長などの給料月額額の減額について審議するため開催を予定している、特別職報酬等審議会の委員の一部を公募します。任期など、詳しくはお尋ねください。

応募資格：次の要件をすべて満たす

- ①市内在住の成人、②国や地方公共団体の議員または常勤の公務員でない、③市のほかの付属機関などの委員でない、④平日昼間に

数回開催される会議に出席が可能
定員：2人(抽選)

応募方法：市販の履歴書に必要事項を明記し、3月25日(月)(必着)までに、〒350・8601川越市役所職員課(郵送可)

固定資産(土地・家屋)評価額が確認できます

縦覧・閲覧Ⅱ資産税課 回224・5642

不服審査Ⅱ市民税課 回224・5637

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

自分の納税している資産(土地・家屋)について、他の資産と評価額

を比較・確認することができます。

縦覧期間：4月1日(月)～5月31日(金)

対象：納税者▼同居の親族▼納税管理人▼相続人代表者▼納税者の委任状を持つ方

固定資産課税台帳の閲覧

自分が持つ土地・家屋・償却資産の課税内容が確認できます。前記縦覧期間内は「名寄帳兼課税台帳の写し」を無料交付します。なお、縦覧期間以降も閲覧はできません。

対象：固定資産の所有者▼同居の親族▼納税管理人▼相続人代表者▼所有者の委任状を持つ方

縦覧・閲覧の会場・持ち物

会場：資産税課(本庁舎2階)

持ち物：本人確認できる物(運転免許証、健康保険証、パスポート、前年度納税通知書のいずれか)

不服審査の申し出

固定資産課税台帳に記載された価格に不服がある場合は、「川越市固定資産評価審査委員会」へ審査を申し出ることができます。

申し出先：市民税課(本庁舎2階)

申し出期間：4月1日(月)～納税通知書の交付を受けた日の翌日以降60日経過した日

●市内の大気中微小粒子状物質(PM_{2.5})の1時間ごとの速報値を、市ホームページで確認することができます。

環境保全課 回224・5894